

Ⅱ 学 修

- 1 教育課程について……………23
- 2 履修及び履修登録について……………23
- 3 授業の欠席・公欠について……………25
- 4 試験について……………25
- 5 進級について……………26
- 6 成績評価・卒業認定について……………26
- 7 成績の異議申立てについて……………27
- 8 GPA(Grade Point Average)制度について…27
- 9 履修に関する相談について……………27
- 10 放送大学の科目受講について……………28

1 教育課程について

(1) 学年・学期

学年は4月1日から翌年3月31日までです。
学年は、次のとおり前期と後期に分かれています。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(2) 授業時間

時 限	時 間	備 考
I	9:00～10:30	実習等では、時間帯が異なる場合があります。
II	10:45～12:15	
III	13:00～14:30	
IV	14:45～16:15	
V	16:30～18:00	

(3) 教育課程

授業は、学則に定められた教育課程（カリキュラム）に基づいて行われます。授業科目名、科目の単位数、配当年次、先修条件、卒業要件等については、本誌掲載の履修規程別表をご覧ください。
併せて、「授業概要（シラバス）」で確認してください。

2 履修及び履修登録について

(1) 単位制について

大学における単位制とは、授業科目を履修し、その授業科目に与えられた単位を、試験等に合格することによって修得する制度です。
各授業科目の単位数は授業の方法に応じて異なり、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により定めています。

<単位の計算基準>

主たる授業方法	1単位の授業時間	授業時間の例
講義	15時間	2単位＝2時間（1コマ/週）×15週
演習	30時間	1単位＝2時間（1コマ/週）×15週
実験、実習	45時間	1単位＝9時間（4.5コマ/週）×5日

(2) 履修登録について

ア 履修計画

履修登録を行う前に、履修計画を立てることが必要です。次の点を考慮して計画してください。

- ・ 「授業概要（シラバス）」に掲載されている各学科の教育課程表を熟読し、4年間のカリキュラムの概要を把握してください。
- ・ 1年間に履修できる単位の上限は44単位です（4年次を除く）。これには、放送大学で履修した単位（放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程により単位認定を申請する科目）を含みます。なお、栄養学科教職課程における栄養教諭に関する科目は加えません。
- ・ 必修科目は、決められた年次・学期に履修してください。
- ・ 選択科目は、資格取得や将来の志向等を考慮の上、卒業要件を満たすように履修してください。
- ・ 科目によって先修条件が定められている場合があります。各科目の先修条件の有無と内

容をよく確認し、定められた条件に沿って履修計画を立ててください。

イ 履修登録

履修登録とは、各自が受講しようとする授業科目について、その意思表示をすることです。履修登録は履修の重要な手続であり、単位の修得及び卒業には欠かすことのできないものです。各自の履修計画を円滑に進められるよう注意を払って履修登録を行ってください。

特に以下の点に注意するようにしてください。

- ・履修登録は決められた期間内に Web で行うこと。
- ・登録内容（履修申請一覧）は、必ず印刷の上、複数名で確認すること。
（印刷した履修申請一覧は、単位取得まで保管すること。）
- ・同一学期の同じ曜日・時限に、対面・遠隔の授業を問わず重複して複数の授業を履修することはできない。
- ・履修登録は前期・後期の年2回行うが、4年生は前期1回となる。前期に後期分も登録すること。

なお、履修登録の手続については、『履修登録の手引き』を配布しますので熟読し、手続を行ってください。

履修登録に関して、不明な点は学生支援課（仁戸名キャンパスでは事務局連絡窓口）でお尋ねください。

遠隔で履修登録を行う場合は大学より改めて指示します。

遠隔で履修登録を行った場合は、学生支援課より履修登録確認表を送付します。受領後、必ず確認してください。

ウ 履修登録をしなかった場合

履修登録期間に履修登録をしなかった科目は、単位修得できません。履修登録期間に必ず履修登録を行ってください。

エ 履修登録の取消

対象科目は前期後半科目・後期後半科目です。これには、前期後半期間・後期後半期間に行われる不定期科目も含まれます。

GPA 算出（後述）の対象科目について、一度履修登録をした授業科目であっても、別に定める履修取消期間内に限り、履修登録を取り消すことができます。この履修登録取消制度は、履修登録をした授業科目について、やむを得ず履修を継続することが困難と判断された場合に、GPA 算出への影響に配慮して定められた制度です。必要以上に多くの科目の履修登録をすることや、無計画な履修登録に起因する安易な履修登録の取り消しは避けてください。学生の皆さんには、各自の責任において計画的な履修計画を立案することを求めます。（制度の詳細は、別添「GPA 制度に関する規程」第5条を参照してください）

（3）既修得単位の認定について

本学入学以前に、他の大学、短期大学、専修学校で修得した単位について、申請により一定の範囲で本学において履修したものと認め（入学前の既修得単位の認定）、本学での単位取得として取り扱うことができる制度があります。

既修得単位の認定を希望する場合は、指定された期日までに「既修得単位の認定に関する規程」に定める必要書類を学生支援課に提出してください。

（4）再履修

所定の年次に単位が修得できなかった場合の再履修については、時間割があわず、実質的に履修不可能となり留年を余儀なくされることもありますので、十分注意してください。

3 授業の欠席・公欠について

(1) 授業の欠席について

やむを得ず授業を欠席する(欠席した)場合には、『欠席届』を担当教員に提出してください。なお、成績評価における『欠席届』の取扱いは、担当教員の判断となります。

(2) 公欠となるもの

忌引きや新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症に関することで授業を欠席する(欠席した)場合には、『公欠届』を提出することにより、公欠扱いとすることができます。

(3) 公欠届の提出期限

公欠期間最終日の翌日から起算して1週間以内に『公欠届』を学生支援課の窓口へ提出してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に学生支援課にその旨を連絡し、了承を得た上で後日に提出することができます。学生支援課への連絡方法はメールもしくは、Microsoft Teams のチャットにて行ってください。

(4) 公欠届に添えて提出するもの

公欠事由に応じて、公欠届に以下の書類を添付して提出してください。

- ・忌引きの場合は、会葬礼状や葬儀案内状等。
- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルスに罹患した場合は、病名と診断日が記載された書類及び経過報告書。

ただし、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合で、医療機関を受診出来ず、厚生労働省で承認された抗原定性検査キットによる検査の結果、陽性となった場合には、「抗原定性検査キットによる陽性報告書(様式第1号)」を提出してください。

- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス以外の感染症に罹患した場合は、治癒証明書もしくは、これに準ずる書類。

届出をする際は、学生ハンドブックのそれぞれ関連するページ(P37、P48、P49、P225～P229)を参照してください。

授業の欠席・公欠について不明な点は、学生支援課(仁戸名キャンパスでは事務局連絡窓口)でお尋ねください。

4 試験について

単位認定を受けるためには、成績審査に合格することが必要です。

(1) 受験資格

以下の条件を満たしている者は、試験を受けることができます。

- ア 履修登録をしている者
- イ 講義及び演習科目の出席時間数が、当該授業時間数の3分の2を満たす者
- ウ 実験及び実習科目の出席時間数が、当該授業時間数の5分の4を満たす者
- エ 試験開始時刻から30分以上の遅刻をしていない者

(2) 試験の種類

ア 定期試験

試験は、原則として各学期に期間を決めて行います。

ただし、担当教員の判断により、随時試験が行われることがあります。

イ 追試験

病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった場合には、その科目の試験日から1週間以内に、やむを得ない理由により試験を受けることができなかったことを証明する書類等の必要書類を添えて『追試験願』を申請することにより、追試験を受けることができます。

診断書やそれに準ずる書類は、欠席した試験日に、病気や体調不良であったことがわかるものを提出してください。

ウ 再試験

試験又は追試験の結果、不合格者（試験の欠席者も含む）に対し、担当教員が必要と判断した場合には、再試験を1回限りにおいて行うことがあります。

(3) 試験に関する注意事項

ア 原則として前期末と学年末の一定期間に実施します。

試験日程については、教員の指示、大学からの提示に注意してください。試験は授業と異なる教室、異なる曜日、時限で実施することがありますので、提示される試験時間割をよく確認して受験してください。

イ 受験上の注意事項

(ア) 試験場では監督者の指示に従ってください。

(イ) 受験中は、学生証を机の上に出しておいてください。学生証を忘れた者は、学生支援課で仮学生証の交付を受けてください。

(ウ) 試験開始後30分を過ぎると入室（受験）できません。退室は、開始後30分間は認めません。

(エ) 試験において、不正行為を行った学生は、その時間以降にその学期に実施する試験すべての受験資格を失い、単位の取得ができません。

(オ) その他、遠隔試験については、大学及び該当科目の試験監督者の指示に従ってください。

ウ 試験における不正行為は、以下の行為をいいます。

(ア) 単位認定に係わる試験時の行為

- ・許可されていないノートまたは参考書等を使用すること。
- ・答案を交換すること。
- ・試験時間中に携帯電話などの通信機器を利用すること。
- ・他の受験者の答案を見ることまたは他の受験者に答案を見せること。
- ・私語・動作等によって他の学生や外部と連絡をすること。
- ・試験監督者の注意または指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。
- ・替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。
- ・その他不正な行為と認められること。

(イ) 単位認定に係るレポート（卒業論文等含む）の行為

- ・実験や調査結果のデータを捏造または偽造すること。
- ・他人が書いたレポート並びに著作物を盗用・剽窃すること（自分のものとして提出すること）。
- ・他の学生に代わりレポートを作成すること、または自分のレポートを他の学生に写させること。
- ・その他不正な行為と認められること。

5 進級について

2年次から3年次への進級は、学科ごとに定められた進級要件を満たしていることが必要です。各学科の進級要件は、「授業概要（シラバス）」で確認してください。

6 成績評価・卒業認定について

授業科目の成績は、試験結果及び学習態度を総合的に判断して、判定します。

成績の評価基準は、科目ごとに次表のとおりとし、S～Cに単位が与えられます。

評 価	評 点	判 定
S	90点以上	合 格
A	80点以上90点未満	
B	70点以上80点未満	
C	60点以上70点未満	
F	60点未満	不 合 格

社会実習（ボランティア活動）は段階評価に適さないため、成績の評価基準は、次の表のとおりとし、Pに単位が与えられます。

評 価	基 準	判 定
P	単位認定に値する	合 格
F	単位認定に値しない	不 合 格

卒業は、4年以上在学し、学科ごとに定められた授業を履修し、卒業に必要な単位数を修得することが必要です。

7 成績評価の異議申立てについて

(1) 異議申立てとは

学生は、成績評価について以下に該当する場合、異議申立てを行うことができます。

ア 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われる場合

イ シラバス等により学生に周知している授業の到達目標及び学生に対する評価の方法・基準に照らして明らかに疑義があると思われる場合

(2) 異議申立ての手続き

異議申立てを行う学生は、成績開示日から1週間以内に、『成績評価に関する異議申立書』を提出してください。ただし、進級判定を行う学年・学期における進級判定対象者・卒業判定を行う学年・学期における卒業判定対象者、及び先修条件により来学期履修不可となる科目が発生する学生は、3日以内に『成績評価に関する異議申立書』を提出してください。

届出をする際は、学生ハンドブック（P187～191）を参照してください。

8 GPA (Grade Point Average) 制度について

本学では、学生の自主的な学修を維持し促進する仕組みの構築および大学教育の質の確保に資することを目的に、学生の学修成果を的確にあらわす成績指標として Grade Point Average（以下、GPA という）を用います。本学で用いる GPA は原成績評点を線形に変換して、成績評価点である Grade Point を算定する functional GPA（十全に機能する GPA）とします。functional GPA の算定方法等は別添の「GPA 制度に関する規程」第2条および第3条を参照してください。

修学期間中、GPA スコアは学生への教育・学修指導や卒業時における成績優秀者の決定など、様々な場面で参照利用されます。

9 履修に関する相談について

学年開始時には、履修ガイダンスの場を設定し、授業科目の履修モデルを提示することで、各学生が自身の履修状況を確認の上、履修すべき科目を明確にできるようにします。

また、本学では、学生の授業内容等の個別相談に応じるためにオフィスアワーを設けます。その時間帯は、各学科からお知らせします。

10 放送大学の科目受講について

平成 25 年度後期より放送大学の単位互換制度がはじまりました。

出願書類提出期間については、前期履修登録分に関しては 1 月頃に、後期履修登録分に関しては 6 月頃に出願手続きを行います。詳細は各学期の出願期間の月にお知らせします。

なお、放送大学の履修が可能な学年・学期は 4 年生の前期までです。卒業判定の日程上、4 年生の後期は出願できません。放送大学での科目受講を希望する場合は、計画的に受講できるよう心掛けてください。